

施行番号12345-1234-1234

工事名一般国道●号 道路改良工事（△△工区）

主任監督員●●△△

凡例		原則、必須事項	事由により生じる事項	別書類への記載又は添付事項	項目	発議事項	処理・回答	指示事項及びコメント欄	決裁供覧区分							契約課	注）参事は工事検査担当とする。
									監督員	主任監督員	総括監督員	技術次長	事務次長	所長（支所長）	参事		

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

設計図書の照査等

	設計図書の照査	施工管理	提出	受理	記載例） 照査日（当初）：●年●月●日	工事打ち合わせ簿			施工前及び施工中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出 ※該当する事実がない場合も、実際に照査したかどうか確認する（監督職員への提出は不要） ※施工前に実施する照査（当初契約後に実施する照査）については、照査した日付も合わせて確認する ※内容変更通知後や変更契約後（工期のみの変更や年割額の変更を除く）においても、照査したことを確認する
	契約図書等の使用制限	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない

施工計画書

	一般事項	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿			工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出 ※ＩＣＴ活用工事の場合は、ＩＣＴに関する施工計画書についても提出
	記載内容の一部省略	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
	重要構造物	施工管理	-	-		施工計画書へ記載			橋梁上部工・下部工等の重要構造物の施工に当たり、設計図書の読み間違えや測量の間違いを防止するための体制を施工計画書に記載するものとする。
	熱中症対策に資する現場管理費の補正	-	-	-		施工計画書へ記載			特記仕様書（共通事項）「熱中症対策に資する現場管理費の補正」に基づく事項を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時まで に監督職員に提出
	熱中症による健康障害発生時の対応計画	-	-	-		施工計画書へ記載			特記仕様書（共通事項）「熱中症による健康障害発生時の対応計画」に基づく事項を施工計画書の「緊急時の体制及び対応」項目に記載
	変更施工計画書	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿			施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更 施工計画書を監督職員に提出
	詳細施工計画書	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿			施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出

コリンズ（CORINS）への登録

	受注（確認）	施工体制	確認	-		△△○- - - -	-	受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に 工事実績データを作成し、発注機関確認担当者情報を入力した「事前確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたう え、コリンズに登録（受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を 除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜）
	変更（確認）	施工体制	確認	-		△△○- - - -	-	
	完成（確認）	施工体制	確認	-		△△○- - - -	-	
	訂正（確認）	施工体制	確認	-		△△○- - - -	-	「低入札価格調査制度事務取扱要綱」による「低価格入札者」として契約した場合、工事実績情報システム（コリンズ）に工事実績情報を登録する際は、 「低価格入札である」にチェックをした上で、「事前確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受ける

施工体制台帳

	一般事項	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿			下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出について（令和4-3年12-3月28-6日付け国不建-管技第466～467349号）」に従って記載した施 工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出 ※下請人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請人に提出すべき旨を通知していることが確認できる ※1次下請けとなる整備業についても作成されている ※元請及び下請け業者の作業員名簿が添付されている
	発注者との契約書の写し	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			
	下請契約書の写し	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			
	監理技術者等の関係書類	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			※配置技術者（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐等）の資格を有することを証する書面
	監理技術者の雇用関係	施工体制	-	-		施工体制台帳へ添付			※健康保険証等の写し ※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しや所属会社の雇用証明書の写し等
	施工体系図	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿			各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に 提出
	施工体制台帳等変更時の処置	施工体制	提出	受理		工事打ち合わせ簿			施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出

調査・試験に対する協力

	独自の調査・試験を行う場合の処置	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない
------------------------	------------------	---	----	----	--	----------	--	--	---

工事中の安全確保

☐	第三者の立入り禁止措置	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿				工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。なお、空港工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする
☐	現場環境改善等	-	-	-		施工計画書へ記載				現場環境改善等の実施にあたっては、具体的な内容、実施時期について工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した実施内容を設定後、施工計画書に記載
☐	現場環境改善等実施写真	-	-	-		工事写真				写真管理基準に基づき実施状況の写真を撮影する。
☐	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載				工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載
☐	地下埋設物等の調査	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿				工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告
☐	施工の安全確保	-	-	-		施工計画書へ記載				安全対策については、施工計画書に必要事項を記載
☐	建設工事における公益占用物件等への事故防止対策	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿				工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出（該当工種の着手日の7日前まで） ※事前調査の結果により、公益占用物件等が存在しないことが明らかな場合は、「接触・切断等事故防止対策計画書」の監督職員への提出は不要
☐	公益占用物件所有者との調整	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				調査箇所及び調査方法について、監督職員と協議 試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督職員と協議
☐	点検結果の報告	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿				防護対策等の状況を日々点検し、その結果について監督職員に報告

爆発及び火災の防止

☐	火気の使用	-	-	-		施工計画書へ記載				火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載
--------------------------	-------	---	---	---	--	----------	--	--	--	--

事故報告書

☐	工事事故報告書	-	提出	受理		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	-	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに工事事故報告書を提出
☐	熱中症等速報	-	報告	受理		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	-	工事の施工中に熱中症等の自覚症状（又は疑いのある症状）が生じた場合には、直ちに監督職員に熱中症等速報により報告

環境対策

☐	苦情対応	工程管理	報告	受理		工事打ち合わせ簿				第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告
☐	注意義務	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿				工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出
☐	排出ガス対策型建設機械	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				監督職員が認めた場合は、「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または民間開発建設技術の技術審査・証明事業等により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議
☐	低騒音型・低振動型建設機械	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議
☐	特定調達品目	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議
☐	特定調達品目	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿				調達実績の集計結果を監督職員に提出

文化財の保護

☐	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--

交通安全管理

☐	交通安全等輸送計画	-	-	-		施工計画書へ記載				ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載
☐	適正な交通誘導	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導員を配置すること なお、配置については、監督職員と協議
☐	交通誘導員の配置計画	-	-	-		施工計画書へ記載				現道上の作業においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから受注者は状況を充分把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載
☐	交通誘導員の配置計画	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				特別な費用が必要な場合は、監督職員と協議

施設管理

☐	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議
--------------------------	------	---	----	----	--	----------	--	--	--	---

諸法令の遵守

☐	不適当な契約図書の措置	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議
--------------------------	-------------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--

官公庁等への手続等

☐	諸手続きの提示、提出	対外 関係	提示 提出	- 受理		工事打ち合わせ簿			諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出 特記仕様書（共通事項）「法令及び条例等の遵守について」に基づく各種手続き等を施工計画書に記載
☐	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載			特記仕様書（共通事項）「法令及び条例等の遵守について」に基づく各種手続き等を施工計画書に記載
☐	許可承諾条件の遵守	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない なお、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議 特記仕様書（共通事項）「法令及び条例等の遵守について」に基づく各種手続き等の許可承諾条件を施工計画書に記載もしくは添付
☐	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載			特記仕様書（共通事項）「法令及び条例等の遵守について」に基づく各種手続き等の許可承諾条件を施工計画書に記載もしくは添付
☐	交渉内容明確化	-	報告	受理 指示		工事打ち合わせ簿			交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従う

施工時期及び施工時間の変更

☐	施工時間の変更	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議
☐	休日又は夜間の作業連絡	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿			設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡 ただし、現道上の工事については書面により提出

工事測量

☐	一般事項	-	提出	受理 指示		工事打ち合わせ簿			工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認 測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受ける
☐	工用測量標の取扱い	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿			受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工用多角点及び重要な工用測量標を移設してはならない ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる
☐	工用測量標の取扱い	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議

不可抗力による損害

☐	工事災害の報告	-	通知	収受		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	-	-	災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が建設工事請負契約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書「天災その他の不可抗力による損害の認定について（通知）」を監督職員を通じて発注者に通知
--------------------------	---------	---	----	----	--	---	---	---	---

特許権等

☐	一般事項	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿			特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議
☐	保全措置	-	協議	指示		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	-	-	業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議

臨機の措置

☐	一般事項	-	通知	受理		工事打ち合わせ簿			災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知
☐	不具合等発生時の措置	-	通知	受理		工事打ち合わせ簿			工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合、その内容を監督職員に直ちに通知

第2節 総則（広島県（1））

施工計画書

☐	総合評価方式	-	-	-		施工計画書へ記載				総合評価落札方式による入れを行った工事については、提出した技術資料に記載した内容について、施工計画書に記載
--------------------------	--------	---	---	---	--	----------	--	--	--	---

工事の下請負

☐	重層下請の防止		提出	收受		○	○	○	○	○	○		真に止むを得ない理由により、一式工事として発注しようとする場合は、あらかじめ下請工事を土木一式工事（建築一式工事）として発注する理由書を提出
☐	県外業者を下請業者とする場合の理由書	施工体制	提出	收受		○	○	○	○	-	-	-	やむを得ず県外に主たる営業所・本店を有する業者に発注する場合は、あらかじめ県外業者を下請業者とする理由書を提出

建設副産物

☐	建設リサイクル法	-	提出	受理									落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明（事前説明）した後、発注者（契約担当課）に対して、「法13条及び省令第7条に基づく書面」を提出
☐	建設リサイクル法	-	報告	受理									受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、必要事項を書面に記載し、監督職員に報告
☐	建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿							建設副産物が発生及び再生資源を利用する工事のうち、請負代金額100万円以上の工事は施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）にデータの入力を行う なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議
☐	広島県土砂条例に基づく届出	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿							搬出先の施設が広島県土砂条例の規制を受ける場合は、その施設が土砂を適正に処理している資料（広島県土砂条例に係る受理書又は許可書の写し等）を提出
☐	広島県土砂条例に基づく届出	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿							工事発注後に明らかになった止むを得ない事情により、指定した処分地が確保できない場合は、監督職員と設計図書の内容に関して協議

環境対策

☐	材料	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿							材料について、該当するものは登録リサイクル製品を使用しなければならない ただし、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議
☐	登録証	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿							登録リサイクル製品を使用する場合は、「広島県リサイクル製品登録証」の写しを提出
☐	使用実績	-	-	-		△	△	△	-	-	-	-	登録リサイクル製品を使用した場合は、その使用実績（登録番号、使用量等）について監督職員の確認を受け、別途、広島県環境県民局循環型社会課へ報告

保険の付保及び事故の補償

☐	掛金収納書の提出	施工体制	報告	收受		○	○	○	-	-	-	-	受注者は、請負代金額が300万円以上の工事において、建設業退職金共済制度における共済証紙を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合を含む）は、その購入状況を契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式においては契約締結後40日以内）発注者に書面（電子申請方式の場合は電子申請による）で報告 この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付する
☐	掛金収納書の提出	施工体制	報告	收受		○	○	○	-	-	-	-	共済証紙を購入しなかった場合（工事請負契約額の増額変更等があったときに共済証紙の追加購入をしなかった場合を含む）には、その理由を書面により発注者に報告
☐	掛金収納書の提出	施工体制	提出	受理		○	○	○	-	-	-	-	工事完成時には建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表を作成し、発注者に提出 ※受払い簿及び出面簿（工事別共済証紙受払簿（電子申請方式においては「掛金充当書」）と被共済者就労状況報告書等）により、掛金の充当が適切に整理されている ※受払い簿及び出面簿については、帳簿の写し等で確認（監督職員への提出は不要）

第3節 総則（広島県（2））

主任技術者及び監理技術者の変更

☐	技術者変更の事由	-	協議	指示		工事打ち合わせ簿				主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐が途中交代しても支障が無いと総括監督員が認める場合に、監理技術者等の途中交代を認める
--------------------------	----------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

☐	提出期間	-	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」を契約締結後14日以内に監督職員を通じて発注者に提出 これらを変更した場合も同様とする
☐	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載							特記仕様書（共通事項）「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者」に基づく「人員を示す計画書」を施工計画書に添付 なお、専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、業務分担、連絡体制等を施工計画書に記載
☐	資格証明	配置 技術	-	-		指名（変更）届へ添付							建設業法等により必要となる資格を証明できるものの写しを添付（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付）
☐	監理技術者資格者証	配置 技術	-	-		指名（変更）届へ添付							監理技術者資格者証の写し（表、裏とも）及び指定講習受講修了証の写しを添付 ただし、監理技術者資格者証と講習修了証が統合されていない場合は、講習修了証の写し（表のみ）も添付
☐	雇用関係の確認	配置 技術	-	-		指名（変更）届へ添付							現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しや所属会社の雇用証明書の写し等）を添付 健康保険証添付資料の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号住所及び個人が特定できる項目を復元できない程度にマスキングを施すこと
☐	誓約書	配置 技術	-	-		指名（変更）届へ添付							入札条件又は入札公告に定める配置要件に抵触することとなる他の工事に技術者又は現場代理人として配置していない旨の誓約書（請負代金ごとに定める所定の様式）を添付

主要資材の購入

☐	主要資材購入先名簿	-	通知	收受		○	○	○	○	-	-	-	-	資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を「主要資材購入先名簿」により監督職員を通じて発注者に通知
☐	理由書	-	提出	收受		○	○	○	-	-	-	-	-	やむを得ず県外に主たる営業所・本店を有する者から購入する場合（県外に本店を有する者が製造した資材であっても、県内の営業所・支店等から購入しているときを除く。）は、あらかじめ県外業者を主要資材の購入先とする理由書を提出

暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

☐	責任者の配置	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿			責任者を配置するとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し、その修了書の写しを速やかに提出			
☐	不当介入	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿			暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告			
☐	被害届	-	報告	受理		工事打ち合わせ簿			暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告			
☐	被害届受理証明書	-	-	-		-	-	-	-	-	-	当該被害により、工期の遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、発注者に工期延長の請求を行うこととする。この請求には被害届受理証明書を添付

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

請負代金内訳書

☐	請負代金内訳書	施工体制	提出	収受		○	○	○	○	-	-	-	-	契約約款第3条に規定する請負代金内訳書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出
☐	請負代金内訳書	-	提出	収受		○	○	○	○	-	-	-	-	内訳書に記載された法定福利費の額が、発注者の定めた基準額を下回る場合、受注者は法定福利費の算出根拠を提出

工程表

☐	工程表	施工体制	提出	収受		○	○	○	-	-	-	-	-	契約約款第3条に規定する工程表を作成し、発注者が必要と認めるときは、監督職員を経由して発注者に提出
--------------------------	-----	------	----	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

監督職員による確認及び立会等

☐	立会依頼書の提出	施工管理	提出	-		工事打ち合わせ簿								監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出
☐	段階確認	-	提出	-		工事打ち合わせ簿								事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出
☐	確認を受けた書面	-	提出	-		工事打ち合わせ簿								受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出

数量の算出

☐	出来形数量の提出	施工管理	提出	受理		工事打ち合わせ簿								土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出
--------------------------	----------	------	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	---

品質証明

☐	品質確認結果の提出	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿								品質証明に従事する者が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出
☐	品質証明員の資格	-	承諾	承諾		工事打ち合わせ簿								品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない
☐	品質証明員	施工体制	提出	収受		工事打ち合わせ簿								品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出 なお、品質証明員を変更した場合も同様とする

創意工夫

☐	評価できる項目	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出
--------------------------	---------	---	----	----	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--

第3節 総則（広島県）

工事完成図書の納品

☐	施設管理台帳	-	提出	-		-	-	-	-	-	-	-	-	所定の要領に基づき、工事完成図書を作成又は、既成の台帳を修正し提出
--------------------------	--------	---	----	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	-----------------------------------

情報セキュリティに関する特記事項

☐	機密データの保存等に関する届出書	-	提出	受理		工事打ち合わせ簿								（機密データの保存等に係る届出） 受注者はあらかじめ、工事の実施において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を所定の様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届け出を行うものとする （生成ＡＩの利用） 受注者は、工事実施のため、生成ＡＩ（文章、画像、プログラム等を生成できるＡＩモデルをいう。）又は生成ＡＩを利用したサービス（以下「生成ＡＩ等」という。）において機密データを取り扱う場合には、利用する生成ＡＩ等に関する情報をあらかじめ所定の様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届け出を行うものとする ※特記仕様書（共通事項）「情報セキュリティ対策」に基づき、情報管理責任者を施工計画書の「現場組織表」項目に記載
☐	施工計画書	-	-	-		施工計画書へ記載								※特記仕様書（共通事項）「情報セキュリティ対策」に基づき、情報管理責任者を施工計画書の「現場組織表」項目に記載

建設工事請負契約約款31条

☐	引渡書	-	-	収受		-	-	-	-	-	-	-	-	発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
--------------------------	-----	---	---	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---